

第1章 輸出事前確認

◎ 本章のポイント

この章では農林水産物・食品を輸出するために必要な動植物検疫をはじめとする手続について述べている。また、現地輸入者のために必要な、日本側の輸出者が提出しなければならない書類や情報についても述べている。これらの書類や情報を取得して、輸入者に送らねばならない。

本章は、以下の3つの項目で構成されている。

- I. 日本の輸出規制
- II. 米国の輸入規制
- III. 米国での検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

I. 日本の輸出規制

日本から輸出する際は、動植物検疫等をはじめとし、輸出制限がかかっている品目があるので、それらの品目の紹介と、申請官庁や申請の仕方を解説する。

II. 米国の輸入規制

米国では、輸入農水産物・食品については、原則的に輸入ができない品目がある。本章を読み、あらかじめ「この品目は日本から輸出できるのだろうか」というチェックに利用いただけたらと思う。

III. 米国での検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

米国での輸入手続は米国の輸入者が米国の所轄官庁に行くが、所轄官庁の手続には日本の輸出者側が用意しなければならない書類や情報がある。これを解説しているのが当パートである。これらの書類や情報をあらかじめ提供できれば、米国側での輸入がスムーズとなる。米国の輸入者から「この書類や情報がほしい」と求められる前に、あらかじめ準備しておく配慮が望まれる。

I. 日本の輸出規制

日本は、現在輸出は原則自由で、基本的には規制をかけていない。しかし、例外的に『外国為替及び外国貿易法』（略称外為法）や『輸出貿易管理令』といった法令に基づき、農林水産物及びその加工食品について、輸出通関の前に許可または承認を受けなければならない品目がある（【表1-1】）。

【表1-1】輸出許可または承認が必要な品目及び管轄官庁

| 具体的品目 | 管轄官庁 | 法令 |
|--|--|------------------------|
| ふすま、こめぬか、魚粉・魚かす、配合飼料、はっかの種子・苗、しいたけの雑菌、からまつの種子せん、かば、ならの丸太（そま角および最小横断面における丸身が30%以上の製材を含む）、うなぎの稚魚、冷凍あさり・はまぐり・いがい、希少野生動植物及びその卵、種子、はくせい、加工品、それらから派生したもの | 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部安全保障貿易審査 査化貿易管理課 | 外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令 |
| 天然記念物（原則輸出禁止） | 文化庁文化財部伝統文化課 | 文化財保護法 |
| 鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等 （鳥類：おしどり、やまどり、ひばり、つぐみ 哺乳類：たぬき、きつね、いたち） | 環境省自然局野生生物課 | 鳥獣の保護、狩猟の適正化に 関する法律 |
| 麻薬、向精神薬、麻薬等の原料 | 厚生労働省医薬食品局監視 指導・麻薬対策課 | 麻薬及び向精神薬取締法 覚せい剤取締法 |
| 大麻草、大麻草製品 | | 大麻取締法 |
| あへん、けしがら | | あへん法 |
| 犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク | 農林水産省消費・安全局衛生 管理課 | 狂犬病予防法 |
| 偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、うずら、がちょう、蜜蜂、ソーセージ、ハム、ベーコン等 | | 家畜伝染病予防法 |
| 顕花植物、しだ類またはたせんたい類に属する植物、有害植物（細菌、寄生植物等）、有害動物（昆虫、ダニ等） | 農林水産省消費・安全局植物 防疫課 | 植物検疫法 |

出所：『関税六法』、税関ホームページ（<http://www.customs.co.jp>）

さらに、絶滅のおそれのある野生動植物を保護する名目で定められた国際条約（『ワシントン条約』）に基づいて、輸出許可証の取得が必要となる品目がある（【表1-2】）。

【表1-2】ワシントン条約により輸出が規制されている主な品目

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| 生きている動物 | ヒグマ、カメ、アフリカ象、ピラルク、ホグアイランドボア |
| 漢方薬 | 熊肝、牛黄清心丸、虎加工品 |
| 象牙・同製品 | 象牙、象牙彫刻品 |
| 毛皮・敷物 | オオカミ毛皮、チンチラ毛皮、トラの毛皮の敷物、ヒョウ皮敷物 |
| 皮革製品 | テグトカゲ革製紳士靴、アミメニシキヘビ革製ブーツ |
| ハンドバック・ベルト・財布など | インドゾウ革製バッグ、オオトカゲ革製ハンドバッグ、アミメニシキヘビ革製ベルト、各種ワニ革製バッグ、ダチョウ革製ウエストポーチ |
| はく製・標本 | アオウミガメ、アカエリトリバネアゲハ、ウンピョウ、オオフウチョウ、ヒグマ、キングコブラ、センザンコウ、ノスリ、ハヤブサ、ヒョウ、ベンガルヤマネコ、アフリカライオン、ワニ |
| アクセサリ | タイマイのカンザシ、サンゴ&ピラルクのウロコ製品、パナマメガネカイマン(ワニ)製ベルト付き時計 |
| その他 | 胡弓、ミドリイシサンゴ、オオシャコガイ、ゾウの足の腰掛、ダチョウの卵・製品、ヘゴ |

出所：税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）

1. 外国為替及び外国貿易法に基づく手続

『外国為替及び外国貿易法』や『輸出貿易管理令』で規制されている品目を輸出する場合は、経済産業省の輸出の許可・承認を受けなければならない。申請先は、経済産業省あるいは税関（経済産業省から輸出承認の権限が税関に委任されている場合）である。

経済産業省あるいは税関が輸出（許可・承認）申請書及び必要書類を点検し、申請書に許可・承認番号を付して許可・承認の旨を記入し署名すれば、輸出許可・承認証となる（【図 1-1】）。

農林水産物・食品にかかわる承認手続が必要なものもある。P.2【表 1-1】、P.3【表 1-2】を参照されたい。

【図 1-1】 輸出（許可・承認）申請の流れ

| 業務の流れ | 業務主体 | 申請官庁 機関 | 説明事項 |
|-----------------|-----------------|----------------|---|
| 輸出（許可・承認）申請書の作成 | 輸出者または その代理人 | 経済産業省 または税関 | 輸出について数量規制や品質 規制が行われている貨物につい て、審査に必要な性能、主要材 料、品質、品番などを記入する |
| 輸出（許可・承認）申請 | | | |
| 審査 | 経済産業省ま たは税関 | | |
| 許可または承認 | | | 『輸出承認証』（Export Licence; E/L）が発行される |

出所：各種資料により作成。

税関を申請先とする場合は、税関は函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄に税関が設置されているので、その税関で申請を行う（【図1-2】）。また税関支署（68カ所）、税関出張所及び税関支署出張所（127カ所）もあるので、それらの窓口で申請が可能かどうか、問合せてみることも可能である。

【図1-2】申請先の主要な税関

| 税関 | 住所 | 電話番号 |
|-------|---------------------------------|--------------------|
| 函館税関 | 北海道函館市海岸町24-4 (函館港湾合同庁舎) | 0138-40-4262 |
| 東京税関 | 東京都江東区青海2-56 (東京港湾合同庁舎) | 03-3529-0700 |
| 横浜税関 | 神奈川県横浜市中区海岸通1-1 | 045-212-6000 |
| 名古屋税関 | 愛知県名古屋市港区入船2-3-12 | 052-654-4100 |
| 大阪税関 | 大阪府大阪市港区築港4-10-3 (大阪港湾合同庁舎内) | 06-6576-3001 ~5 |
| 神戸税関 | 兵庫県神戸市中央区新港町12-1 | 078-333-3100 |
| 門司税関 | 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10(門司港湾合同庁舎) | 093-332-8372 |
| 長崎税関 | 長崎県長崎市出島町1-36 | 095-828-8619 |
| 沖縄税関 | 沖縄県那覇市通堂町4-17 | 098-863-0099 |

出所：税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>)

2. 動物検疫の手続

日本の『家畜伝染病予防法』、『狂犬病予防法』に該当するものは、輸出検疫を受けなければ輸出できない（【表1-3】）。

【表1-3】家畜伝染病予防法による輸出規制品

| 番号 | 品目 | 説明 |
|----|---------------------------------|--|
| ① | 動物及びその死体 | これらの初生ひなであって、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港または飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。 |
| | 偶蹄類の動物及び馬 | |
| | 鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう | |
| | 犬 | |
| | みつばち | |
| | 兎 | |
| ② | 鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょうの卵 | |
| ③ | ①の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器 | |
| ④ | ①の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿 | |
| ⑤ | ①動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉 | |
| ⑥ | ③の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン | |

注) 狂犬病予防法に該当するのは、犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンク。

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

(1) 生きている動物の場合

偶蹄類の動物及び馬、またそれらの精液を輸出する場合には、輸出の90日前までに事前の届出または申請が必要である。輸出動物は、申請に基づき係留施設に収容し、係留施設に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、家畜防疫官により検査が行われる。

検査の結果、監視伝染病にかかっている動物、あるいは病原体をひろげるおそれのある動物については、返送または屠殺処分され焼却される。監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、「輸出検疫証明書」が発行される（【図1-3】）。

【図1-3】生きている動物の輸出検疫の流れ

| 業務の流れ | 業務主体 | 必要とする書類およびその内容 | 提出先 | 根拠法令 |
|-----------|-------------|--|-------------|--------------------------|
| 輸出検査申請書提出 | 輸出者またはその代理人 | 『輸出検査申請書』 (◆偶蹄類・馬を輸出しようとする場合には、輸出予定日の90日前までに) | 動物検疫所 | 『家畜伝染病予防法』第45条 |
| 動物の収容 | 家畜防疫官 | 申請に基づき係留施設に収容 | | |
| 動物の係留検査 | | 係留施設に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、検査が行われる。検査は、採血等により標本を採取し、臨床・血清・微生物・理化学・病理学等獣医学の技術を駆使して行われる。 | 動物検疫所 | 『家畜伝染病予防法』第36条、第37条 |
| 係留延長・再検査 | | 検査の結果、監視伝染病にかかっているかその疑いのある動物等については、係留を延長して検査 | | 『家畜伝染病予防法』第40条、第41条、第45条 |
| 結果 | | 検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、『輸出検疫証明書』が交付される | 輸出者またはその代理人 | 『家畜伝染病予防法』第44条、第45条 |
| 合格の場合 | | 検査の結果、監視伝染病にかかっている動物、あるいは、病原体をひろげるおそれのある動物については、返送又は屠殺処分され焼却される | | |
| 不合格の場合 | | | | |

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

(2) 畜産物等生きているものでない場合

輸出畜産物の検査は、家畜伝染予防法に基づき検査が行われる。輸入国が、輸出国に対し家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない旨の証明を要求しているものも対象となる。

輸出者は「検疫証明書」を申請する場合、まず「輸出検査申請書」を動物検疫所に、次に検査対象物を動物検疫所、家畜防疫官が指定する検査場所、あるいは農林水産大臣が指定する検査場所のいずれかに搬入する（P.9【表1-4】）。

監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、「輸出検疫証明書」が発行される。一般的に申請書類が十分であり、再検査がなければ、検査申請から検疫証明書発給までは2~3日である（P.8【図1-4】）。

【図1-4】 生きている動物以外の輸出検疫の流れ

| 業務の流れ | 業務主体 | 必要とする書類及びその内容 | 提出先 | 根拠法令 |
|--|--|--|---------------------|--------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">輸出検査申請書提出</div> | | <ul style="list-style-type: none"> ・『輸出検査申請書』 (◆偶蹄類・馬などは相手国に輸入しようとする日の120～90日までに) ・食肉衛生検査所発行の屠殺証明書あるいは取扱業者などの販売生産証明(牛、豚などの肉類、臓器類、皮類の場合) ・食鳥処理場の証明書など(家禽肉類、家禽加工品) ・販売証明書(シート)(市販品の場合) ・輸入検疫証明書の写しなど(輸入したものの場合) ・その他家畜防疫官が検査に必要としている要求する書類 <p>※輸入国が要求している事項や、証明書様式などを説明する書類がある場合は、事前に家畜防疫官に相談</p> <p>※牛、豚、鶏等の生産された農場における伝染性疾病の発生状況の証明を求める場合がある。種類、証明の内容によって事前に地元の家畜保健衛生所から証明を受けなければならない場合がある</p> | 動物検疫所 | 『家畜伝染病予防法』第45条 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">商品の搬入</div> | | 動物検疫所、家畜防疫官が指定する検査場所及び農林水産大臣が指定する検査場所のいずれがかに搬入 | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">書類審査</div> | 動物検疫所 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査申請書の記載事項 ・必要書類の添付の有無 | 動物検疫所 | 『家畜伝染病予防法』第36条、第37条 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">検査</div> | | <ul style="list-style-type: none"> ・動物検疫所、家畜防疫官の指定検査場所及び農林水産大臣の指定検査場所のいずれがで実施 ・必要な場合には、微生物学的、理化学的等の精密検査を実施 ・ホルマリンガス、塩素消毒、SK消毒など | | 『家畜伝染病予防法』第40条、第41条、第45条 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">現物検査</div> | | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">精密検査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">消毒</div> | | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">結果</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">合格の場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">不合格の場合</div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・日本の『輸出検疫証明書』 ・輸入国政府が指定した検査証明書 <p>・輸出不合格となった場合は、焼却、返却処分など</p> | 輸出者またはその代理人 | 『家畜伝染病予防法』第44条、第45条 | |

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

【表 1 - 4】日本の動物検疫所リスト

| 所名 | 電話番号 | 住所 |
|-----------|--------------|--|
| 北海道出張所 | 0123-24-6080 | 千歳市美々 新千歳空港国際線ターミナルビル |
| 仙台空港出張所 | 022-383-2302 | 名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル |
| 東京出張所 | 03-3529-3021 | 東京都江東区青海 2-56 東京港湾合同庁舎 |
| 成田支所検疫第1課 | 0476-32-6664 | 成田市三里塚御料牧場1-1 第1旅客ターミナルビル |
| 成田支所検疫第2課 | 0476-34-2342 | 成田市古込字古込 1-1 第2旅客ターミナルビル |
| 成田支所検疫第3課 | 0476-32-6651 | 成田市三里塚大字天浪字西原254-1 |
| 成田支所検疫第4課 | 0476-32-6658 | 成田市三里塚大字天浪字西原254-1 |
| 羽田空港出張所 | 03-5756-4860 | 東京都大田区羽田空港3-4-4 |
| 横浜本所 | 045-751-5921 | 横浜市磯子区原町 11-1 |
| 新潟空港出張所 | 025-275-4565 | 新潟市松浜町 3710 新潟空港ターミナルビル |
| 清水出張所 | 054-353-5086 | 静岡市清水日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎 |
| 小松出張所 | 0761-24-1407 | 小松市浮柳町 小松空港内 |
| 中部空港支所 | 0569-38-8577 | 愛知県常滑市セントレア 1丁目1番地 CIQ棟 |
| 名古屋出張所 | 052-651-0334 | 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 |
| 関西空港支所 | 072-455-1956 | 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地 CIQ合同庁舎 |
| 大阪出張所 | 06-6575-3466 | 大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎 |
| 神戸支所 | 078-222-8990 | 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎 |
| 岡山空港出張所 | 086-294-4737 | 岡山市日応寺1277 岡山空港ターミナルビル |
| 広島空港出張所 | 0848-86-8118 | 広島県三原市本郷町大字善入寺字平岩 64-31 広島空港国際線旅客ターミナルビル |
| 小松島出張所 | 08853-2-2422 | 小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎 |
| 門司支所 | 093-321-1116 | 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎 |
| 博多出張所 | 092-262-5285 | 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎 |
| 福岡空港出張所 | 092-477-0080 | 福岡市博多区大字青木739番 福岡空港ビル |
| 長崎空港出張所 | 0957-54-4505 | 大村市箕島町593 長崎空港ビル |
| 鹿児島空港出張所 | 0995-43-9061 | 鹿児島県霧島市隼人町嘉例川字扇迫 1590-5 |
| 沖縄支所 | 098-861-4370 | 那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎 |
| 那覇空港出張所 | 098-857-4468 | 那覇市鏡水174 那覇空港合同庁舎 |

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

3. 植物検疫の手続

輸入国の要請により、日本での植物検疫証明書の取得が義務付けられている品目がある。植物防疫所では、検査の申請のあった植物について、相手国の植物検疫要求に従って検査を行い、相手国の要求に合致していることを確認した場合には、植物検疫証明書を発行する（【図1-5】）。

一般的に植物の検疫については、①栽培地検査が必要となるもの（品目そのものでなく、栽培地・生育状況まで経過観察を必要とするもの）と、②品目検査のみを必要とするものの2つの種類がある。

【図1-5】植物検疫の流れ

| 業務の流れ | 業務主体 | 必要とする書類及びその内容 | 提出先 |
|--|-------------|---|-------------|
| | | | |
| 栽培地検査申請 | 輸出者またはその代理人 | 『栽培地検査申請書』 | 植物防疫所 |
| 検査 結果 合格の場合 不合格の場合 | 植物防疫所 | 『栽培地検査合格証明書』 | 輸出者またはその代理人 |
| 輸出検査申請 | 輸出者またはその代理人 | 『輸出検査申請書』 『栽培地検査合格証明書』 | 植物防疫所 |
| 輸出検査 ウイルス検定 消毒確認 結果 合格の場合 不合格 | 植物防疫所 | 植物防疫所または植物の所在地 輸出国の要求に適合している場合、『植物検査合格証明書』発行 輸出国の要求に適合しない場合、不合格 | 輸出者またはその代理人 |

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ (<http://www.pps.go.jp/faq/index.html>)

現在、植物防疫所は全国には 5 ヶ所（横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所、那覇植物防疫事務所）が設置されており、さらにその下に支所が設けられており、これらの施設で申請が行える（【表1-5】）。

【表1-5】日本の植物防疫所リスト

| 事業所名 | 電話番号 | 住所 | 管轄地域 | |
|----------|-----------|--------------|---------------------------------|--|
| 横浜植物防疫所 | 横浜植物防疫所 | 045-211-7150 | 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、神奈川県、山梨県 |
| | 川崎出張所 | 044-288-3408 | 川崎市川崎区千鳥町12-3 川崎港湾合同庁舎内 | |
| | 札幌支所 | 011-852-1808 | 北海道札幌市豊平区羊が丘1 | |
| | 塩釜支所 | 022-362-6916 | 塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内 | |
| | 新潟支所 | 025-244-4401 | 新潟市竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎内 | |
| | 成田支所 | 0476-34-2350 | 成田市古込字古込1-1 成田国際空港 第2旅客ターミナルビル内 | |
| | 東京支所 | 03-3599-1136 | 東京都江東区青海2-56 東京港湾合同庁舎内 | |
| 名古屋植物防疫所 | 名古屋植物防疫所 | 052-651-0111 | 名古屋市長区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内 | 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| | 中部空港支所 | 0569-38-8431 | 愛知県常滑市セントレア一丁目1番 中部空港CIQ庁舎内 | |
| | 伏木富山支所 | 0766-44-0954 | 高岡市伏木錦町11-15 伏木港湾合同庁舎内 | |
| | 清水支所 | 0543-52-3775 | 静岡市清水日の出町9-1 清水港湾合同庁舎内 | |
| 神戸植物防疫所 | 神戸植物防疫所 | 078-331-2806 | 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（下関市を除く）、香川県、徳島県、愛媛県、高知県 |
| | 大阪支所 | 06-6571-0801 | 大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎内 | |
| | 関西空港支所 | 0724-55-9010 | 大阪府泉南郡田尻町泉空空港中1 CIQ合同庁舎内 | |
| | 広島支所 | 082-251-5881 | 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎内 | |
| | 坂出支所 | 0877-46-4108 | 坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内 | |
| 門司植物防疫所 | 門司植物防疫所 | 093-321-1404 | 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、下関市 |
| | 福岡支所 | 092-291-2504 | 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内 | |
| | 鹿児島支所 | 099-222-1046 | 鹿児島市泉町18-2-33 鹿児島港湾合同庁舎内 | |
| | 名瀬支所 | 0997-52-0459 | 名瀬市長浜町1-1 名瀬合同庁舎内 | |
| 那覇植物防疫所 | 那覇植物防疫事務所 | 098-868-0715 | 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内 | 沖縄県 |

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/www/maff/local/syokubou.html>）

II. 米国の輸入規制

1. 植物

米国の食品の定義：

食品とは加工・未加工、意図的・非意図的に係らず人間の口に入るもの。

飼料、薬、苗木、化粧品、タバコは含まない。

日本からの輸出植物製品の条件や検査証明の必要／不必要は、植物防疫所のホームページで公開しているが、米国向けのものはない。これは、米国向けについては、2国間協議で検査条件等が決まっていないものが多く、都度、輸入者が米国農務省検疫局より取得している輸入条件に応じて、日本側が検査や必要情報が網羅された検査証明書の発行を行うためである。つまり、検査条件等が定型化されていないケースが多く、日本の植物防疫所では輸出者に対して、輸入者からの輸入条件が明らかになれば、それに応じた検査や検査証明書の発行を協力するとしている。

(1) 穀物

日本からの米（精米）の輸出は可能である。米国では病原菌の進入阻止の観点から、メキシコを除く諸外国からは稲や稲もみ等の外皮がついているものや、精米されていないものは輸入を禁止している。なお、日本からの玄米や精米状態のものは日本の植物検査証明書がなくても輸入可能である。

(2) 野菜・果実

米国では野菜・果物は生産国により輸入が制限されており、

①どこの国からでも輸入できる品目 (P.13【表1-6】)

②生産国により輸入できる品目 (P.13【表1-7】)

という区別がある。これ以外の品目は、輸入できないのが原則となる（どうしても輸入する場合は、輸入側で特別許可を取得する必要がある、その許可にしたがった輸出条件が設定される）。

日本と米国ではりんご、みかん、なし以外で明確な輸入条件が決定されていない。米国の輸入者は植物製品の輸入の際には、それ以外の製品の場合、輸入者からどのような衛生・安全基準を満たした検査証明書が必要であるのかを、確認することが必要である。

【表1-6】 どの国からでも輸入できる品目

| 品目 | |
|-------------------|-----------------|
| アロエ | リョウゼツランの葉 |
| Bat nut Devil pot | マツタケ |
| キャノンボールフルーツ | キノコ |
| ココナッツ | ヤシの芯 |
| Corn smut galls | セントジョーンズブレッド |
| Cyperus corn | Singhara nut |
| にんにくの皮をむいたもの | Tamarind beanさや |
| 生姜の根 | トリュフ |
| ゆり根 | ヒシの実 |

出所：USDA, “List of approved fruits and vegetable,” *Fruits and vegetable manual*.

日本貿易振興機構「米国におけるバイオテロ法を含む食品関連規制の施行状況」2006年3月

【表1-7】 日本から輸入できる品目

| 日本の生産地 | 米国の輸入地 | 品目 |
|------------------------------------|------------|---|
| ①日本全土 (奄美、小笠原、琉球、トカラ、火山島以外のすべて) | すべて | ねぎ類、こんにやく、りんご(ふじのみ)、おもだか、クズウコン、アスパラガス、たけのこ、もやし、ごぼう、キャッサバイモ、南洋いも(キャッサバ)、Chenille Copper, チコリ、タロイモ、ドリアン、しょうがの包葉、西洋わさび(ハワイ向けは特殊要件あり)、くずイモ、キウイ、くず、レンコン、しそ(葉)、なし(長野、鳥取、茨城、福島産)、いちご、ウド、温州みかん、すのき、わさび(根)、イモ |
| | アラスカ | バナナ |
| | ハワイ | 豆(さや、温室産)、キャベツ、にんじん(根)、中国なし、きゅうり(本州以北の温室もの)、ナス、メロン(キューカミス・メロの本州以北の温室もの)、こしょう(温室もの)、大根(葉)、なし、トマト(本州以北の温室もの) |
| | グアム、マリアナ諸島 | ねぎ類、アーティチョーク、グローブ、バナナ(島内で飼料に使用するバナナと違うものであること)、豆(さや)、Brassica oleraceae、にんじん、セロリ、Chenille Copper、白菜、菊、かんきつ類、ウリ科植物、ナス、しょうが(包葉)、ミョウガ、ぎんなん、ブドウ、レタス、みつ葉(葉)、生からし(地上部分)、オクラ(さや)、パセリ、えんどう豆、胡椒、柿、さぐろ、じゃがいも、大根、ホウレンソウ、ストーンフルーツ、スイートポテト、トマト、カブ、からし、山椒 |
| ②本州 | すべて | 温州みかん |
| ③四国・九州 | すべて | 温州みかん |
| ④奄美、小笠原、琉球、トカラ、火山島 | すべて | いも |
| | グアム、マリアナ諸島 | 葉物野菜、根菜(じゃがいも含む) |

出所：USDA, “List of approved fruits and vegetable,” *Fruits and vegetable manual*.

日本貿易振興機構「米国におけるバイオテロ法を含む食品関連規制の施行状況」2006年3月

2. 肉類

食肉と畜産製品は米国が、

①米国向け輸出ができると認可した国の

②連邦肉類検査法の安全規準を満たすと認められた施設で生産された製品

でなければ輸入できない。

輸出国の工場は連邦肉類検査法の基準を満たし、米国の工場と同様の品質や安全性を確保することが求められる。

①の要件「輸出対象国になりうるか」は、米国の食品安全検査局（FSIS：Food Safety and Inspection Service）が、米国へ輸出をしようとする国の法令や検査体制、管理体制、現場チェックを行い、その国の体制に問題がないと判明した場合に認められる。

②の「工場を輸出可能工場として認められるか」については、輸出国の主管官庁が、個々の工場ごとに米国の基準を満たしているかどうか審査を行い認可する。

日本は肉類について（P.15【表1-8】）のような疾病が発生しており、①の条件を満たしておらず米国への輸出はできなかった。ただし、牛肉について、2006年12月に二国間交渉の結果、牛肉全般の輸出が解禁となり、②の条件を満たせば輸出が可能となった（従来は認定施設で生産されたボンレス肉のみ輸出可能であった）。ただし、牛肉・牛成分を原料とする加工品はまだ輸出が認められていない（肉のみが解禁された状況である）。

【表 1 - 8】日本の疾病状況

| 品目 | 発生疾病 | 日本での発生 | 輸出状況 |
|-------------------|-------------------------------|-----------|--|
| 豚 豚製品 | 豚コレラ 豚丹毒 | 発生 発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本では豚の認定施設もなく、日本からの輸出はできない。 ・豚肉やその成分の入っているものも輸出できない。 |
| 家禽 家禽肉 家禽製品 | ニューキャ ッスル病 | 発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本では家禽肉の認定もなく、日本からの輸出はできない。 ・家禽肉やその成分の入っているものも輸出できない。 |
| 牛 | BSE 牛疫病 | 発生 未発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・BSE の発生国とみなされているが、骨ナシ肉（ボンレス）については、従来より認定された施設で生産されたものは輸出可能であった。2006 年 12 月の二国間交渉により牛肉全般（認定された施設で生産されたもの）が輸出可能になった。 ・ただし、牛肉やその成分の入っているものは、2007 年 3 月時点で輸出が解禁されていない。 |
| 鶏 | 鶏インフル エンザ： H5N1 タイ プ | 発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本では鶏肉の認定工場はなく、日本からの輸出はできない。 ・鶏肉やその成分の入っているものも輸出できない。 |

出所：日本貿易振興機構「米国におけるバイオテロ法を含む食品関連規制の施行状況」2006 年 3 月、
米国農務省ホームページ (<http://www.aphis.usda.gov/vs/ncie/country.html>) より作成。

3. 水産物

米国向けの水産物とは魚介類を原料としている食品をいい、貝類は水産物に含まれない。したがって、米国では魚介類と貝類では異なる輸入条件が課せられる。

(厚生労働省「対米輸出水産食品の取扱いについて」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taibei/1.html>)

【表 1 - 9】日本の水産物の分類

| 単語 | 定義 |
|------|--|
| 水産食品 | 魚介類を原料としていることがその食品の特徴である食品をいう（貝類は水産食品ではない）。 |
| 魚介類 | 食用に供される淡水、海水性の魚、甲殻類、その他の水棲動物（鳥類とほ乳類を除く。例えば、ワニ、カエル、ウミガメ、クラゲ、なまこ、ウニ及びこれらの動物の卵等）及びすべての軟体動物。 |
| 貝類 | 食用可能な種類の生・生鮮および冷凍のカキ、ハマグリ、イガイ、またはホタテ類、あるいはこれらに類する貝類の可食部位をいう。ただし、貝柱だけで構成されている食品は含まない。 |

出所：厚生労働省「対米輸出水産食品の取扱いについて」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taibei/1.html>)

(1) 魚介類とその加工品

魚介類では輸入を禁止している品目はない（フグも輸出している例がある）。しかし、米国に輸出するには製品は衛生的に捕獲、生産、加工、包装されることが必要である。

そのためには、厚生労働省が米国の安全基準（米国連邦規則第 21 集 part 110 及び part 123）の要件を満たしていると認定した工場で製造された製品で、かつ、事前登録された製品でなければならない。それ以外の製品は輸出できない。

日本で米国向け輸出が認可された施設等は、厚生労働省のホームページで公開されている（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taibei/2.html>）。

(2) 貝類とその加工品

米国に輸入できる貝類は、米国との二国間交渉により輸入可能である覚書が締結された国のものでなければならない。

日本はこの締結国ではないので貝類は輸出できない。しかし、ここでいう「貝類」とは生鮮・冷蔵品であるので加熱・加工した製品は輸出可能である。

4. 加工品

米国で輸入を禁止されている品目はない。

しかし、日本からは肉類が輸出できないことから、肉類及びその派生品が原材料として入った製品は輸出できなくなっている。牛肉は米国向け輸出が解禁されたが、牛肉の加工品や派生品が入っているものは依然として、日本産品に門戸を閉ざしている（2007年3月時点）。

- ・卵の加工製品、畜肉製品、家禽、家禽製品
- ・2%以上の家禽肉、家禽製品を含むもの
- ・3%以上の畜肉、畜肉製品を含むもの

は動物製品とみなされるので、例えば肉入りカレーや動物エキスの入ったものは輸出できない。

ただし、水産加工品については、

- ・日本の厚生労働省が米国の安全基準を満たしたと認める工場で生産した
- ・事前登録された製品であること

が条件となり、それ以外の製品は輸出できない。

米国の実輸入者によると、肉類については肉エキスが入っているものはかなり輸入が厳しい（インスタントラーメンの肉エキススープは厳しい）。しかし、卵、乳製品が入っているもの（たとえば菓子類）は、厳密に法解釈をすれば輸入が難しいものの、実際は輸入されているケースもある。

ただし、事前に米国の食品安全所轄官庁であるアメリカ食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）より輸入許可を受けていないと、スムーズに輸入できないことが多く、事前に相談・交渉を行っているのが実態である。

Ⅲ. 米国での検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

1. 植物

米国の植物輸入の規則では日本からの輸出は（P.13【表1-6】）（【表1-7】）の制限があり、多くの野菜・果実が日本から輸出できない（ただし、輸入者が米国農務省植物検査局より特別許可を得れば、同表にないものでも輸入可能である）。

米国は基本的には輸入する植物製品が安全であることが必要であり、輸入の際に米国での植物検疫に合格しなければならず、その前提として輸入者から輸出国の公的機関による植物検疫証明書の取得を要請されるケースがある。輸入者は植物品目を輸入しようとする際に、米国農務省植物検査局より輸入前にあらかじめ輸入許可を取得する。その場合、同局より製品の品質・安全条件や検疫証明書の取得の輸入条件が決定される。輸出者は、輸入者と輸入条件を確認後、日本の植物防疫局と相談し、どのような検疫証明書を発行すべきか、相談することが薦められる（日米間で明確な検疫条件が定められておらず、輸入者が輸入許可を米国農務省から取得する際に条件付けられるので、その条件に従った対応が必要である）。

本来であれば、（P.19【表1-6】）のように植物検疫証明書が必要とされない品目もあるが、この場合でも輸入者と打ち合わせ、検疫証明書の必要性（もし、必要であれば、どのような条件を満たすべきか）を打ち合わせ、日本の植物防疫所と相談し、適切な証明書を発行することが薦められる。

日本から米国本土向けの輸出は、

- ・精米は、輸出国の検疫証明書なしでも輸出可能。
- ・多くの野菜・果実は原則的には輸出が難しい。
- ・果実にはりんご、みかん、なし程度しか輸出できない。

現在、柿が輸出可能となるように政府間交渉中であるが、農水産物の貿易交渉は、安全性の確認は無論、国内産業の保護といった側面も考慮する必要があり、関係者の調整に長時間を要するので、年単位の時間が必要となる。

りんご、みかん、なしは二国間協議により輸出条件が以下のように定まっている。

(1) りんご

りんごは「ふじ」が、以下の要件で輸出が可能である（【図1-6】）。

- ・生産地は、青森、岩手、山形、秋田、宮城、福島、栃木、群馬、山梨、長野県に限定。
- ・園地検査が必要。
- ・1.1度以下で40日以上低温処理を施す。
- ・臭化メチルくん蒸を行う。
- ・輸出検査（日米合同で実施。植物防疫所管轄）を行い、検疫証明書が必要。

【図1-6】りんごの輸出フロー

| 規定 | プロセス | 内容 |
|-------|-----------------|--|
| 生産地要件 | 奄美、沖縄以外 園地検査 | ・生産地は奄美・沖縄を除く ・米国向けの専用園地を選定する必要がある ・専用農地は日米両国担当官で審査する。 |
| 収穫物 | 低温処理 くん蒸処理 | 収穫したりんごは ・低温処理 ・くん蒸処理 が必要である |
| 輸出手続 | 合同輸出検査 検疫証明書 | ・日米担当官合同で輸出検査を行う。 ・検疫証明を発行、添付する。 |

ただし、グアムや北マリアナ諸島向けは、「ふじ」以外の種類でも輸出可能であるし、上記の要件はない。

(2) みかん (温州)

温州みかんに限り輸出はできるが、生産地は本州、四国と九州の福岡、佐賀、長崎、熊本県のものに限定され、仕向け地も柑橘類の生産州とそれ以外では要件が異なる（【表1-10】）。

【表1-10】温州みかんの輸出可否

| 日本の生産地 | 米国のカンキツ生産州 | 左記以外 |
|--------|---------------|---------------|
| 本州・四国 | ○（臭化メチルくん蒸必要） | ○（臭化メチルくん蒸不要） |
| 九州 | ×（輸出不可） | ○（臭化メチルくん蒸不要） |

注) 柑橘生産州とはオレンジ生産州であるアリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ルイジアナ、テキサス、ハワイ州。

また、日本の生産園地の条件として、

- ・カンキツカイヨウ病がない地域であること
- ・上の地域には温州みかん以外のカンキツ属植物やカラタチ属植物が存在しないこと
- ・周囲 400 メートルの緩衝地域に囲まれていること
- ・専用選果場があること

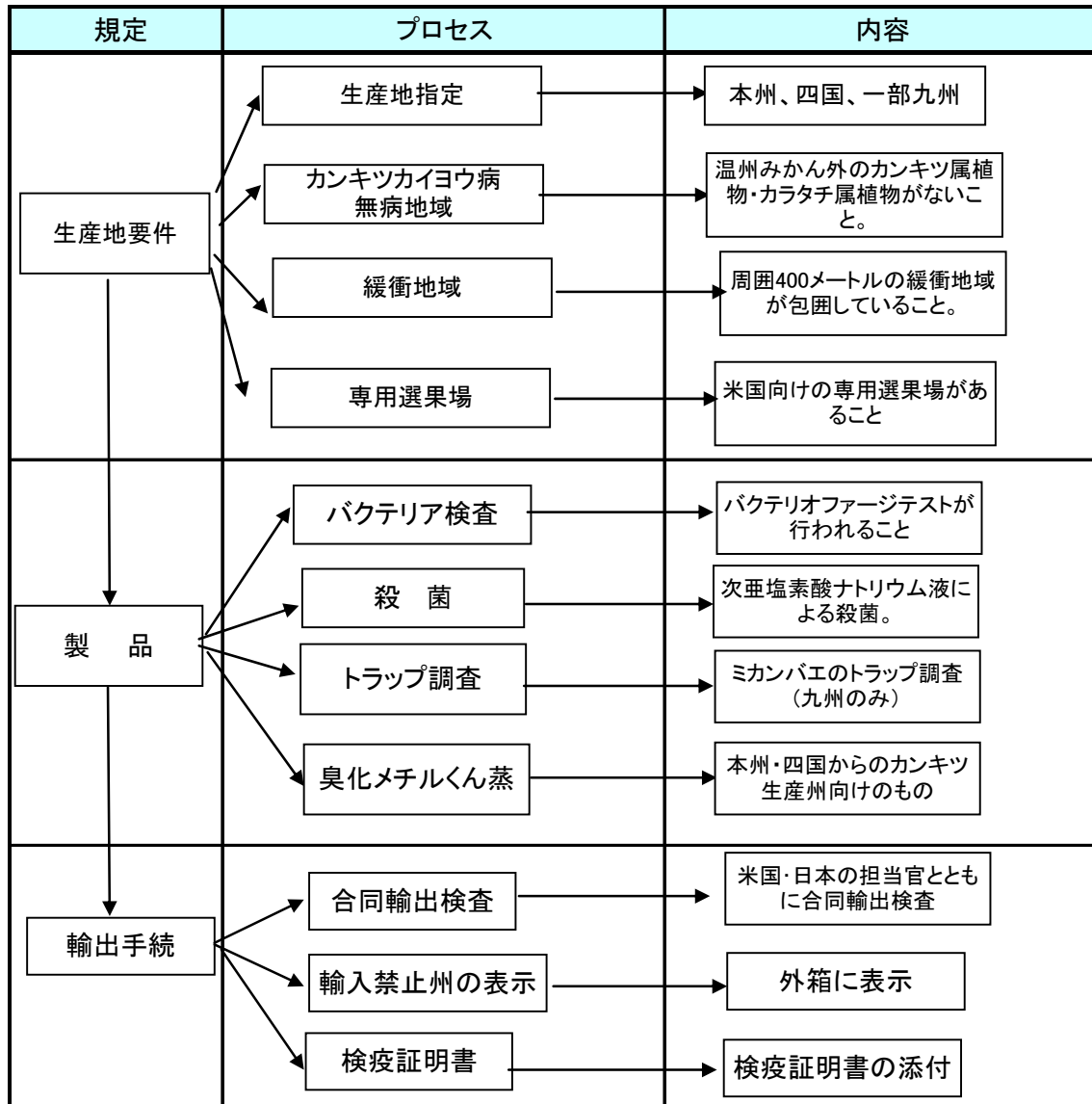
等の制約がある。

さらに、輸出物についても

- ・ミカンバエに汚染されていないこと（九州地区）
- ・バクテリオファーゲテストの実施
- ・次亜硝酸ナトリウムによる殺菌
- ・臭化メチルくん蒸（生産地、仕向地による）

が必要であり、輸出の際には輸出検査・検疫証明書が必要になる。

【図1-7】温州みかんの輸出フロー



(3) なし

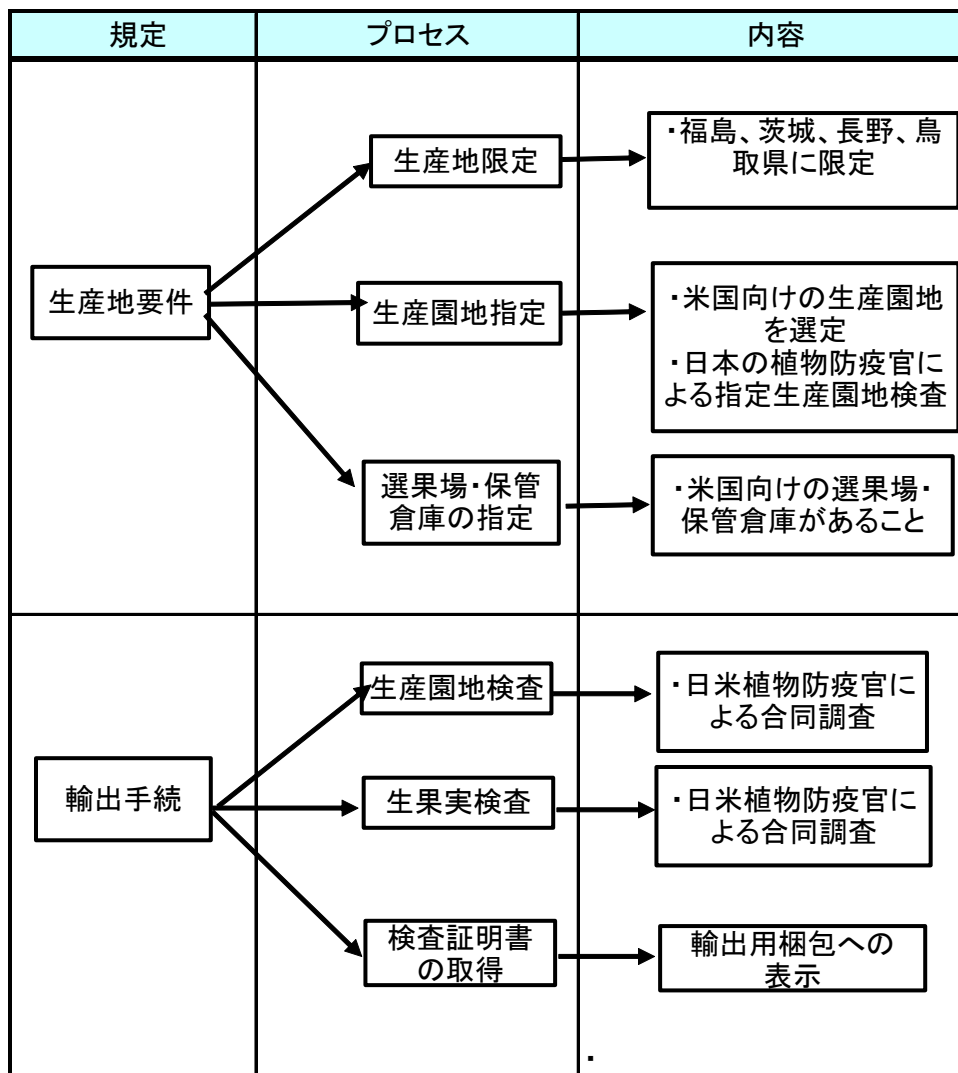
生産地は、福島、茨城、長野、鳥取県に限定され、品種も二十世紀、幸水、新興、新世紀、長十郎、新高、豊水、ゴールド二十世紀に限定される。

また、

- ・生産園地の指定
- ・選果場、保管倉庫の指定
- ・日米担当官合同の合同園地検査と果実の輸出検査
- ・検査証明書の取得

が必要となる。

【図1-8】なしの輸出フロー



2. 肉類

2006年12月に日本産牛肉の対米輸出が可能となり、

- ① 米国向け施設としての認定を受けた施設で生産された製品
 - ② 食品衛生検査所による衛生証明書の発行
 - ③ 動物検疫所による動物検疫証明書の発行
- が満たされれば、輸出可能となった。

その他の肉類（鶏、豚、家禽類）は、2007年3月時点では輸出できず、二国間交渉で輸出解禁とならない限り、日本からの輸出は不可能である。

現在、日本政府は日本製の肉類の輸出解禁に向け交渉を進めている。牛肉については2006年12月の2国間交渉により輸出可能となった（従来はボンレス肉に限って認定工場で処理されたもののみ輸出可能であった）。しかし、2007年3月時点では、

- ・牛肉以外の豚、鶏、家禽等の肉類とその製品は輸出できない。
- ・牛についても牛肉及び牛成分（骨、繊維、エキス等）を含んだ加工品は輸出できず、あくまでも「牛肉」の輸出のみが可能となった。

状況にとどまっている。牛肉の場合、米国に輸出される食肉にかかわる「と畜場」及び食肉処理場は、厚生労働省による認定を受ける必要がある。

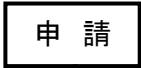
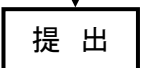
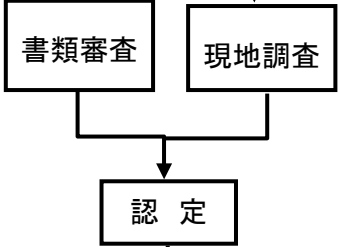
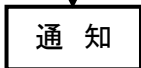
（1）施設認定

認定施設は、

- ① 施設を管轄する都道府県知事あるいは保健所を設置する市の市長を経由して、食肉衛生、家畜衛生に係る要件を満たしていることを示す資料を添付して厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて申請。
- ② 都道府県知事あるいは保健所を設置する市の市長は、都道府県あるいは市の検査体制に関する資料を添付する。
- ③ 厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、①と②により提出された書類に基づき、書類検査と現地調査を実施し、要件を満たしている場合は、その旨を都道府県知事あるいは市長を通して申請者に通知するとともに米国農務省に通知する。認定の際には今後、施設や輸出貨物の検査を行う検査官も指名される（指名検査員）。

というプロセスを経て認可される（P.24 **【図1-9】**）。

【図1-9】牛肉認定施設の認定フロー

| フロー | 詳細 | 担当 |
|---|---|--|
|  | <p>・申請書類と認定要綱を満たす証明書類の提出。</p> | <p>申請者 ↓ 都道府県等知事・保健所を設置する市の市長</p> |
|  | <p>・申請者からの申請副本と都道府県あるいは市の検査体制資料を提出</p> | <p>都道府県等知事・保健所を設置する市長 ↓ 厚生労働省医薬食品局 食品安全部長</p> |
|  | <p>・書類審査、現地調査により申請者及び都道府県あるいは市の検査体制が認定要綱を満たしているか審査。 ・満たしている場合は認定され、食品衛生検査所の検査員が決定(指名検査員)。</p> | <p>厚生労働省医薬食品局 食品安全部長</p> |
|  | <p>・認定は都道府県知事あるいは知事を通して申請者に指名検査員名とともに通知 ・米国農務省にも認定通知と検査員を通知</p> | <p>厚生労働省医薬食品局 食品安全部長 ↓ 都道府県等知事・保健所を設置する市の市長 ↓ 申請者 ↓ 米国農務省</p> |

出所：(財)日本食肉消費総合センター「牛肉の輸出マニュアルー対米輸出を中心に」2007年3月より作成。

認定要件として【表1-11】のような事項が定められている。

【表1-11】牛肉の認定施設要件

| 要件 | | 内容 |
|----------|--------|--|
| 施設に関する要件 | | <ul style="list-style-type: none"> ・認定要件で定める「施設・設備等の構造・材質基準」に適合すること ・と畜場等は、対米輸出食肉以外の家畜をと殺・解体・分割する施設と物理的に（障壁等で）分離されること。 ・食肉処理場はと畜場に併設され、と殺・解体から分割までが一貫で行われること（いわゆる「食肉センター」に限定されることを意味する）。 |
| 管理に関する要件 | と畜場関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・と殺・解体・分解等は認定要件で定める「衛生管理基準」に適合して行われること。 ・上記扱いが確実に行われるためマニュアルが整備されていること。 ・HACCP方式による衛生管理実施基準に定める標準作業手順書、大腸菌の検査、自主衛生管理が実施されること。 |
| | 食肉検査関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が認めた食肉衛生検査所の指名検査員により、と畜場等でのと殺・解体・分割されるすべての食肉についての検査が実施されること。 ・指名検査員により「衛生管理基準」[HACCPによる衛生管理実施基準]による適正な衛生管理基準が実施されていることが監視されること。 ・不正防止策がとられていること。 ・残留物質のモニタリングが行われること。 |
| | 家畜衛生関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場等においては家畜伝染病の汚染国や地域で生産されたものを受け入れていないこと（日本では汚染地域からの牛の輸入は禁止されているので、実際にはこのような事態は想定できない）。 ・食肉処理場に搬入される食肉はわが国で生産・飼育されたもので汚染地域に存在したことがないものでなければならない（日本産のものであれば問題ない） |

出所) (財)日本食肉消費総合センター「牛肉の輸出マニュアルー対米輸出を中心に」2007年3月

(2) 出荷・輸出前の手続

- ・認定と畜場等で対米輸出用にと殺・解体・分割しようとするものは作業の都度、あらかじめ、スケジュールや解体部位等を食肉衛生検査所に連絡し、食肉衛生検査所の指名検査員の立会いのもと加工・箱詰め、ラベル貼りをを行う。
- ・食肉衛生検査所は検査に合格した食肉に対して衛生証明書を発行する。
- ・港湾や空港地区で動物検疫所から動物検疫証明書を取得する。動物検疫所は書類検査（衛生証明書や輸出関連書類）と現物検査（外装表示や牛肉現物の確認）を行い輸出検疫証明書を発行する。この手続に平均で2～4時間を要しており、船積の前日までにを行うのが通常である。

詳しくは、(財)日本食肉消費総合センター「牛肉の輸出マニュアルー対米輸出を中心にー」を参照。

(財)日本食肉消費総合センター (<http://www.jmi.or.jp/index.html>)

3. 水産物

米国向けの水産物の輸出は、米国向け加工施設としての認定を受けた施設で生産された製品であることが必要である。

施設認定を受けるには、書類検査と現地検査の 2 段階の審査が必要である。認定された施設は米国の食品医薬品局のホームページで公開されるので、認定証は発行されないのが原則であり（リクエストがあれば発行はされる）、米国へ輸出する際には認定施設としての証明書を提出する必要はない。

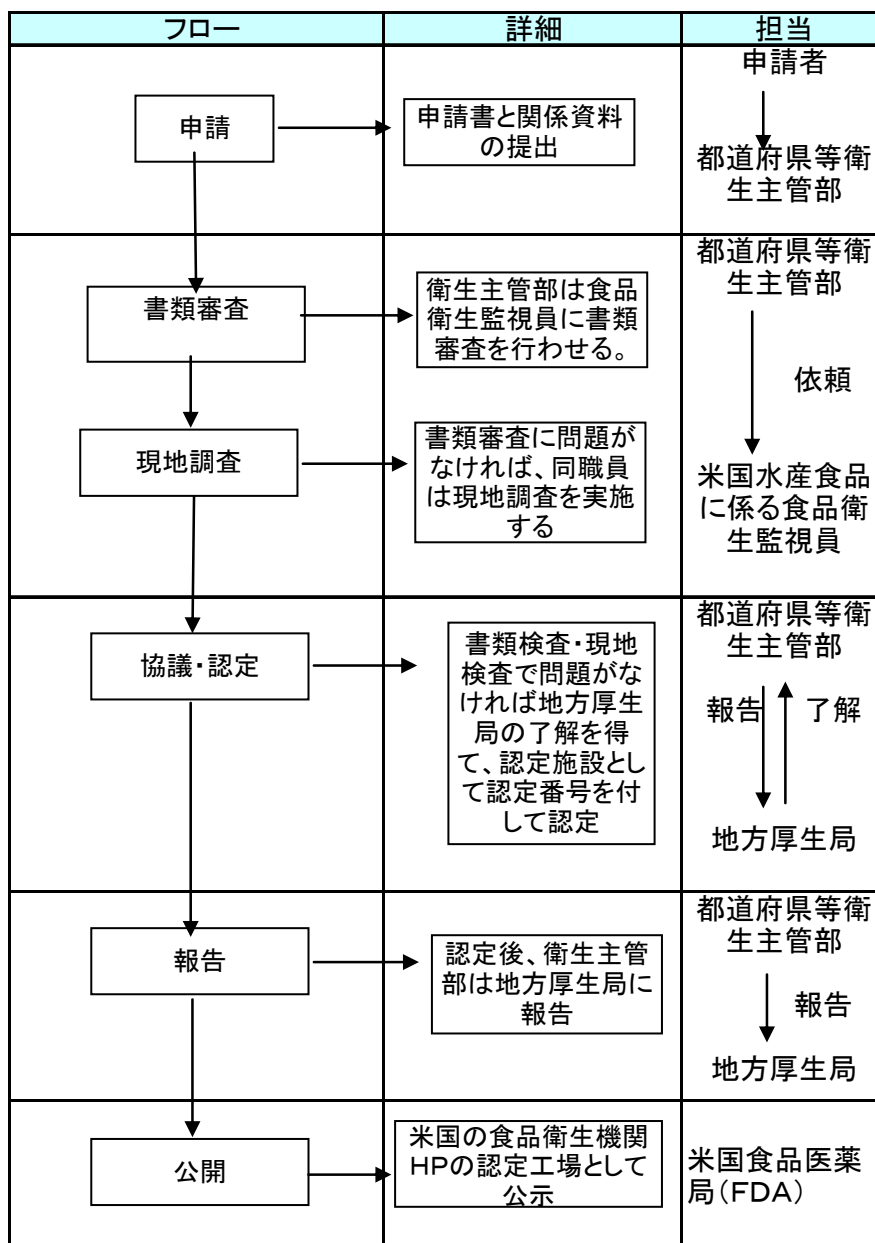
ただし、認定施設は認定の際に輸出品目も同時に登録されるので、認定施設で作られる製品がすべて輸出できるわけではない。

海外からの輸入原材料を使用する場合は、その材料が認定施設同様の施設で製造され、定められた要件を満たすことを確認せねばならない。

最終製造業者もその加工にかかわったすべての者が同様の基準を満たしていることを確認する必要がある。

詳細は厚生労働省「対米輸出水産食品の取扱いについて」で確認可能である (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taipei/1.html>)。

【図1-10】水産物加工施設の認定フロー



出所：厚生労働省「対米輸出水産食品の取扱いについて」より作成。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taibei/index.html>)

(1) HACCP プラン

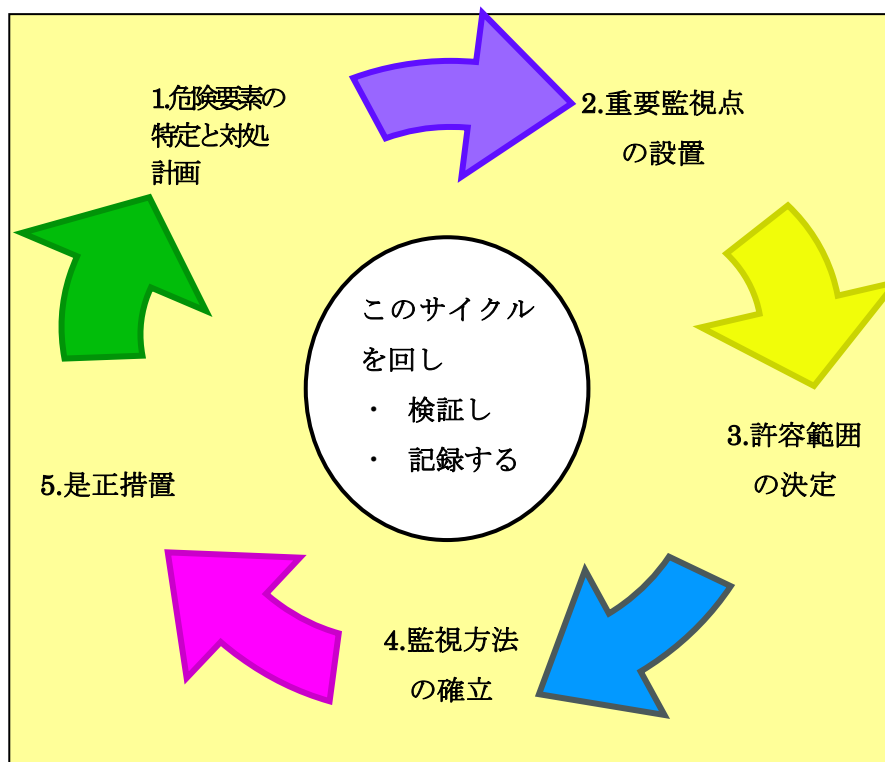
水産物の認定工場は HACCP に基づく衛生管理基準を実施することが条件となる。

HACCP とは、関係機関との連携の強化、リスクマネジメントの充実、検査回数の増加、検査範囲の拡充、関係者の教育といった取組みにより、食品による災害や病気を減らすことを目的に生み出された科学的手法である。

米国政府は HACCP 手法の導入により食品による病気や疾病を予防し、米国内製品はもちろん、外国からの輸入食品にも HACCP を求めるようになっており、規制が強化されているのが現実である。

HACCP は問題発生後の対応ではなく、いかに問題を起こさせないかという予防的な手段を講じるものである。そのために、HACCP プランを作り、それに基づく管理を行う必要がある。水産物については以下の要求事項を満たす必要がある。まず、危険要素を洗い出し、それを防ぐための監視点と許容範囲を定め、その監視方法を決定し、問題が生じた場合はその是正措置をとるといったサイクルを作ることである。加えて、そのサイクルが計画どおりに稼動しているかを検証・記録することで、正しく実行されていることを確認することが求められる。

【図 1 - 1 1】 HACCP プランのイメージ



【表 1 - 1 2】各項目の要請事項

| 要素 | 内容 | 詳細 |
|---------------|---|---|
| ①危険要素の特定と対処計画 | 加工、処理において引き起こされる危険要素（病気や疾病等）を洗い出し、このリスクにどのように対処するか計画をたてる（サルモネラ菌の発生が考えられるなら、どこでチェックし、どのように対処するかを決定する）。 | 魚介類のリスクについては自然毒、微生物、化学物質、農薬、動物用医薬品、ヒスタミン、寄生虫、添加物、物理的ダメージといったものを危険要素として検討する。 |
| ②重要監視点の設置 | ①の危険要素を除去、あるいは最低限に危険性を減少させる場所と手順を決定する。 | 例：搬入時の病原菌の検査等。異常がみつければ消毒等の措置をとるといった措置。 |
| ③許容範囲の決定 | ②で計測する結果について、問題なしとする「許容範囲」の決定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・単一の指標でなく時間や温度、PH等の複数の基準を組み ・モニタリング基準の手順（担当者、作業内容、手順）も定める。 |
| ④監視方法の確立 | ①から③の製品管理手法が実際に行われているか管理体制を作り、実際にチェックし、記録する。 | |
| ⑤是正措置 | ④で決められた監視方法で、異常が発見された場合の是正措置を定める。 | ③の許容範囲を超える事態が発生した場合、それが市場等にでることのないように処理しなければならない。また原因の究明や是正措置の記録も行う。 |



| | |
|-----|---|
| ⑥検証 | 以上のようなサイクルが計画どおりに進展しているか、継続的に安全な製品が提供されているかを検証するとともに、計画や記録等の見直しを行う。 |
| ⑦記録 | 活動を記録し、専門家等の評価を受ける。 |

(2) 衛生管理手順

HACCP では製品の汚染を防止するために、施設での作業前・作業中における日常的な衛生手順やチェックの頻度を定め、文書化しなければならないとしている。水産物では以下のような項目について、衛生状態を適切な頻度で確認し、管理・記録することが必要である。

- ・水の安全（触れるもの、製氷に使うもの等）
- ・接触面、手袋、作業服の清潔さ
- ・不衛生なものや汚染物資（油、潤滑油、洗剤など）から食品や器具への汚染防止措置
- ・作業員の手や指の洗浄、殺菌設備、便所の維持管理
- ・化学薬剤等の適切な表示、保管、使用方法
- ・微生物的な汚染に対する従業員健康状態の管理
- ・有害動物の駆除

HACCP プランと衛生管理手順を整備・実行できる体制を作り、認定機関により HACCP 適合施設としての認可を受ける必要がある。日本における水産物の HACCP の認定機関は、大日本水産会が行っている。

4. 加工品

(1) 米国の食品医薬品局の許可

米国では日本から輸出禁止となっている加工食品はないものの、輸出が認められるには米国の食品医薬品局より許可を受ける必要がある。食品医薬品局は安全性が確認された商品について、輸入を許可することになる。

その審査項目としては、

- ・ 添加物
- ・ ラベル規制（成分表示、栄養表示、アレルギー表示等）
- ・ 重金属の汚染
- ・ 残留農薬
- ・ 着色料
- ・ パッケージ（製造者責任に合致したものであるか）

といった項目である。

食品医薬品局にこれらの情報を事前に提供し、米国への輸入が可能であるという確認を得ていないと、実際の輸入の際に審査時間をかなり要することになり賞味期限等の制約から商品価値がなくなってしまう事態も考えられる。

そこで、輸入者は事前に食品医薬品局に対し、輸入商品の輸入条件について時間をかけて交渉・必要データを提示する作業を行い、輸入条件を満たしていく作業を行う。

食品医薬品局は輸入についてのガイドラインを提示するが、実際の運用上の判断は、輸入地である各地方事務所が行うことになる（そのため、判断に差が出る可能性は否定できない）。

日本産品を米国市場に輸出しようとする場合、いままで米国市場で流通している商品にない特徴をアピールする手法がとられる。これは、マーケティング手法としては正当であるものの、食品医薬品局への手続の観点からは、いささか問題が生じる懸念がある。独自性のある商品をアピールすることは、すなわち、その商品が米国人がいままで持っていた商品イメージからはずれることを意味し、食品医薬品局は商品を理解できず、輸入許可が出されないケースが往々にしてある。

それを防ぐためには、商品名の英訳のみでなく、その商品にどのような特徴があり、どのように調理し食べるのかまでを含めた情報提供が必要となる。

アドバイスの例（現地通関業者ヒアリング）

① きゅうり

日本のきゅうりはピクルスと訳されるが、米国のピクルスは形も小さく酢につけて食するものなので、生食をする日本の「きゅうり」が「ピクルス」と同じものとは理解しがたい。

② きのこと

きのこも米国での一般的名称である「マッシュルーム」と訳されてしまうと、マッシュルームとは形状も違い、「マッシュルーム」ではないと認定されがちである。調理方法も含めた商品説明があると商品特性が理解されやすい。

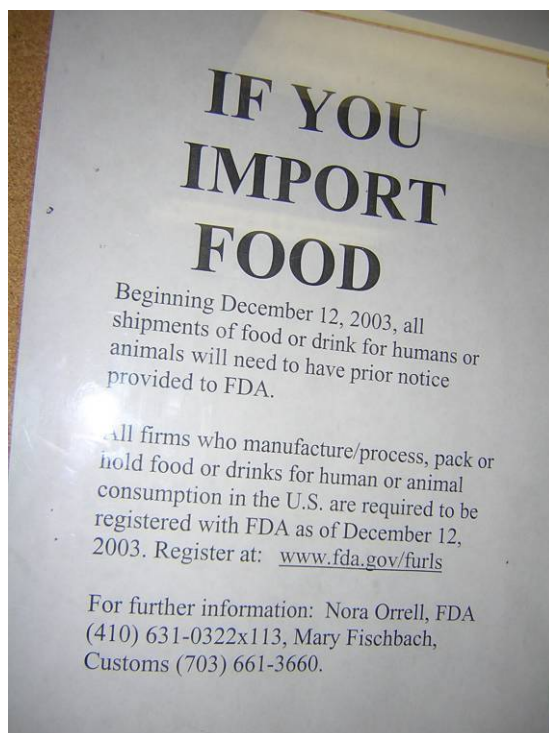
また、2003年以降すべての農作物、食品を事前に食品医薬品局に連絡することを法律で求めるようになった。この法律は「バイオテロ法」と呼ばれるもので、日本からの輸出も、この法律を遵守する必要がある。

バイオテロ法に基づき、日本から食料品を輸出しようとする場合、食品医薬品局に対して、

- ・事前の施設登録
- ・船積前の貨物内容の申請

の2つの手続を行う必要がある。

【図1-12】告知されるバイオテロ法（税関の壁）



税関に告知されるポスター。
バイオテロ法が守られなければならないことを強調している。

①事前登録

食品を米国に輸出しようとする場合、その生産、加工、梱包等を行う施設は、あらかじめ輸出前に食品医薬品局への登録が義務付けられている。

この手続は、インターネットで直接食品医薬品局に行うことができる。その際に取得される登録番号が米国での輸入申請や輸入通関時に、日本の輸出者の安全性を確認するための参照番号となる。

登録要件は、

- ・ 登録者
- ・ 製造食品（食品分類）
- ・ 米国で商品を扱う業者の情報（住所や連絡先等）

といったものである【表1-13】。

【表1-13】登録要件の詳細

| 項目 | 詳細 | 例外 |
|--------|--|---|
| 登録者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造者、加工、梱包、保管をする施設を登録する必要がある。申請者は施設の所有者や事業者だが代理人でもよい。 ・ 自社の製品がさらなる施設での加工等（梱包も含む）を経て輸出される場合は不要である。ただし、その次の施設が最低限の活動（ラベル貼り程度）しか行わない場合は必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者に直接届ける非営利施設 ・ 漁船 ・ 農場 <p>は登録する義務はない。</p> |
| 登録必要商品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品や食品添加物 ・ ダイエット補助食品 ・ 乳幼児食品 ・ 飲料（アルコールやボトル詰め水も含む） ・ 野菜・果実 ・ 魚・水産物 ・ 乳製品・卵 ・ 農業製品（材料になる） ・ 缶詰 ・ 生きている食用動物 ・ ベーカリー製品、スナック、キャンデー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包や包装材等の食品に接するもの ・ 農薬 <p>は登録する義務はない。</p> |

出所：米国食品医薬品局パンフレット *What you need to know about registration of food facilities*

登録方法は、インターネットにより食品医薬品局のホームページへ登録するのが一般的である。

- ・まず登録番号を取得する。
- ・その番号により実際の登録が可能となる。
- ・登録番号とパスワードは実際の情報入力や変更の際に必要となる。

<http://www.cfsan.fda.gov/~acrobat/jpfsbt12.pdf>（日本語の解説あり）

②米国輸入時（事前通告）

米国での輸入に際し、貨物が米国に到着する 5 日前から、航空輸送の場合は到着の 4 時間前まで、海上輸送の場合は到着の 8 時間前までに【表 1-14】の内容を食品医薬品局に通告する必要がある。

この手続は米国の通関業者が行うのが一般的であるが、輸出者も米国での迅速な通関のために早急に必要情報を輸入者に送ることが望まれる（輸入者から輸入通関業者に情報が送られ、事前通告がなされるのが一般的である）。この情報提供がなされないと、輸入が不可能になる可能性もある。

【表 1-14】事前通告に必要な事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 事前通告を行う責任者の名前、住所、連絡先（電話、ファックス、eメール等）、会社の場合も同様・ 事前通告を代行する場合は、代行者の名前、住所、連絡先（電話、ファックス、eメール等）、会社の場合も同様・ 輸入形式・ 食品の明細<ol style="list-style-type: none">1) 米国の商品分類番号2) 一般的な名称あるいは市場で用いられる名称3) 数量4) ロットあるいはコード番号・ 加工等で本来の形が変化した場合は、加工者の名前。すでに食品医薬品局に登録している場合は登録番号・ 本来の形の場合は、生産者の名前、生産地・ 原産国・ 輸出者の名前、住所、登録番号・ 輸出国（郵便で送られる場合は、到着予定日時も合わせて）・ 到着予定情報（場所、到着予定日時、郵便の場合は荷受人情報）・ 輸入者情報（名前や住所）・ 輸送手段情報（積載本船や航空機情報） |
|---|

出所：食品医薬品局パンフレット *What you need to know about registration of food facilities*

これらの事前情報が不要となるのは、

- ・個人が個人用に供するために持ち込むもの
- ・個人が自分の土地等で作ったもので、米国在住人に贈り物として送ったもの
- ・肉類や家畜製品、卵製品で米国農務省等関係機関の特別なコントロール下にあるものに限られる。

(2) HACCP の取得

食の安全性の観点から製造業者に対する安全性への要求は強まっている。

その対策として、米国では HACCP の取得が広く義務付けられるようになってきている (HACCP は世界的にも食品安全性を保証するものとして、広く認知されているが、もっとも広くいきわたっているのは米国である)。

輸入食品は米国産食品と同様の品質・安全性が必要であることから、輸出国の製造工場や加工場も HACCP 認証を受けていることが輸出の前提となりつつある (水産物では明確に HACCP にしたがった製造加工場であることが輸出条件になった)。

日本の地方特産品等は、米国で類似のものがいないため市場での希少性があるが、日本のこのような商品を作る事業者は HACCP 認証を受けているものが少ないので、輸出販売成約に結びつかないケースが多い。

HACCP 認証を受けるためにはコストも時間も要するが、対象とする食品ごとに認定機関があり、商品特性に応じた認証がえられる。さらに資金面での助成制度もあり、HACCP 取得を目指す際には、これらの利用が薦められる (P.37 **【表 1-15】**)。

融資制度先：農林漁業金融公庫または受託金融機関 (<http://www.afc.go.jp/>)

【表 1 - 1 5】HACCP 指定認定機関

| 食品名 | 指定認定機関名 | 電話 | 住所 | 指定認定機関URL |
|-------------|-------------------|--------------|---------------------------------|---|
| 食肉製品 | (社)日本食肉加工協会 | 03-3444-1772 | 東京都渋谷区恵比寿1-5-6 | http://www.niku-kakou.or.jp/ |
| 容器包装詰常温流通食品 | (社)日本缶詰協会 | 03-3213-4751 | 東京都千代田区有楽町1-7-2(有楽町電気ビル北館1213区) | http://www.jca-can.or.jp/ |
| 炊飯製品 | (社)日本炊飯協会 | 03-3590-1589 | 東京都豊島区南池袋2-31-5(南大和ビル8階) | http://www.h2.dion.ne.jp/~ricecook/index.html |
| 水産加工品 | (社)大日本水産会 | 03-3585-6985 | 東京都港区赤坂1-9-13(三会堂ビル8階) | http://www.suisankai.or.jp/ |
| 乳及び乳製品 | (財)日本乳業技術協会 | 03-3264-1921 | 東京都千代田区九段北1-14-19(乳業会館) | http://www.jdta.or.jp/ |
| 味噌 | 全国味噌工業協同組合連合会 | 03-3551-7161 | 東京都中央区新川1-26-19 | http://www.miso.jp/ |
| 醤油製品 | 全国醤油工業協同組合連合会 | 03-3666-3286 | 東京都中央区日本橋小網町3-11 | http://www.soysauce.or.jp/ |
| 冷凍食品 | (社)日本冷凍食品協会 | 03-3667-6671 | 東京都中央区日本橋小舟町10-6 | http://www.reishokukyo.or.jp/ |
| 惣菜 | (社)日本惣菜協会 | 03-3263-0957 | 東京都千代田区一番町10-6(野田ビル302号) | http://www.souzai.or.jp/ |
| 弁当 | (社)日本弁当サービス協会 | 03-3243-0580 | 東京都中央区日本橋本石町3-3-15(田所ビル2階) | |
| 食用加工油脂 | (財)日本食品油脂検査協会 | 03-3669-6723 | 東京都中央区日本橋浜町3-27-8(日本マーガリン会館内) | http://www.syken.or.jp/ |
| ドレッシング類 | (財)日本食品分析センター | 03-3469-7132 | 東京都渋谷区元代々木町52-1 | http://www.jfirl.or.jp/ |
| 清涼飲料水 | (社)全国清涼飲料工業会 | 03-3270-7305 | 東京都中央区日本橋室町3-3-3(CMビル3F) | http://www.j-sda.or.jp/ |
| 食酢製品 | (財)全国調味料・野菜飲料検査協会 | 03-3639-9668 | 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18(日本橋S・Kビル3階) | (http://www.maff.go.jp/so-go_shokuryo/haccp_hp/kijun/shokusu.pdf) |
| ウスターソース類 | (社)日本ソース工業会 | 03-3639-9667 | 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18(日本橋S・Kビル3階) | (http://www.maff.go.jp/so-go_shokuryo/haccp_hp/kijun/sause.pdf) |
| 菓子製品 | 全国菓子工業組合連合会 | 03-3400-8901 | 東京都港区南青山5-12-4(全菓連ビル) | http://www.zenkaren.net/ |
| 乾めん類 | 全国乾麺協同組合連合会 | 03-3666-7900 | 東京都中央区日本橋兜町15-6(製粉会館6階) | http://www.chuokai.or.jp/kanmen/index.html |
| パン | (社)日本パン工業会 | 03-3667-1976 | 東京都中央区日本橋兜町15-12(八重洲カトウビル5階) | (http://www.maff.go.jp/so-go_shokuryo/haccp_hp/kijun/pan.pdf) |
| 農産物漬物 | 全日本漬物協同組合連合会 | 03-3253-9797 | 東京都千代田区外神田2-16-2(千代田中央ビル) | http://www.tsukemono-japan.org/ |

出所：食品産業センター「HACCP 関連情報データベース」

(http://www.shokusan.or.jp/haccp/guide/2_3_recognition.html)